

帯広市地域防災計画 (地震災害対策編) 新旧対照表

掲載頁	旧	新	備考												
第1章 第4節 3頁	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第4節 計画の基本方針</p> <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 帯広市防災関係機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 帯広市</p> <table border="1" data-bbox="252 630 1394 1711"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長部局及び消防機関</td> <td> ①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②住民の自主防災組織の育成に関すること。 ③地震防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 ④防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑤災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑥防災に関する施設、設備の整備に関すること。 ⑦応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑧災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑨消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑩避難の勧告もしくは指示及び避難者の収容に関すること。 ⑪被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 ⑫災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑬その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑭災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑮災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。 ⑯災害ボランティアの受入に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>帯広市教育委員会</td> <td> ①災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること。 ②応急教育の実施に関すること。 ③文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	市長部局及び消防機関	①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②住民の自主防災組織の育成に関すること。 ③地震防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 ④防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑤災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑥防災に関する施設、設備の整備に関すること。 ⑦応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑧災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑨消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑩避難の勧告もしくは指示及び避難者の収容に関すること。 ⑪被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 ⑫災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑬その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑭災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑮災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。 ⑯災害ボランティアの受入に関すること。	帯広市教育委員会	①災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること。 ②応急教育の実施に関すること。 ③文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第4節 計画の基本方針</p> <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 帯広市防災関係機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 帯広市</p> <table border="1" data-bbox="1469 630 2611 1711"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長部局及び消防機関</td> <td> ①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 ③地震防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ④防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑤災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑥防災に関する施設、設備の整備に関すること。 ⑦応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑧災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑨消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑩避難の勧告もしくは指示及び避難者の収容に関すること。 ⑪被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 ⑫災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑬被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 ⑭その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑮災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑯災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。 ⑰災害ボランティアの受入に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>帯広市教育委員会</td> <td> ①災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること。 ②応急教育の実施に関すること。 ③文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	市長部局及び消防機関	①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 ③地震防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ④防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑤災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑥防災に関する施設、設備の整備に関すること。 ⑦応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑧災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑨消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑩避難の勧告もしくは指示及び避難者の収容に関すること。 ⑪被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 ⑫災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑬被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 ⑭その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑮災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑯災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。 ⑰災害ボランティアの受入に関すること。	帯広市教育委員会	①災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること。 ②応急教育の実施に関すること。 ③文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。	災害対策基本法(以下「基本法」という。)防災基本計画の改正等に伴う追記
機関名	事務又は業務														
市長部局及び消防機関	①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②住民の自主防災組織の育成に関すること。 ③地震防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 ④防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑤災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑥防災に関する施設、設備の整備に関すること。 ⑦応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑧災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑨消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑩避難の勧告もしくは指示及び避難者の収容に関すること。 ⑪被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 ⑫災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑬その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑭災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑮災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。 ⑯災害ボランティアの受入に関すること。														
帯広市教育委員会	①災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること。 ②応急教育の実施に関すること。 ③文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。														
機関名	事務又は業務														
市長部局及び消防機関	①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 ③地震防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ④防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑤災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑥防災に関する施設、設備の整備に関すること。 ⑦応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑧災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑨消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑩避難の勧告もしくは指示及び避難者の収容に関すること。 ⑪被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 ⑫災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑬被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 ⑭その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑮災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑯災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。 ⑰災害ボランティアの受入に関すること。														
帯広市教育委員会	①災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること。 ②応急教育の実施に関すること。 ③文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。														

第1章
第4節
4頁

(2) 指定地方行政機関
(指定地方行政機関の地方支分部局、その他の国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの)

機 関 名	事 務 又 は 業 務
… 省 略 …	… 省 略 …
北海道農政事務所 帯広地域センター	①災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。 ②災害における応急飼料の調達及び供給に関すること。
… 省 略 …	… 省 略 …
帯広労働基準監督 署	①事務所、工場等の産業災害の防止対策を図ること。

6頁

6 指定公共機関 (公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの)

機 関 名	事 務 又 は 業 務
… 省 略 …	… 省 略 …
(株)エヌ・ティ・テ ィ・ドコモ北海道帯 広支店	①非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
… 省 略 …	… 省 略 …

(2) 指定地方行政機関
(指定地方行政機関の地方支分部局、その他の国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの)

機 関 名	事 務 又 は 業 務
… 省 略 …	… 省 略 …
北海道農政事務所 帯広地域センター	①農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る 確認等に関すること。
… 省 略 …	… 省 略 …
帯広労働基準監督 署	①事務所、工場等の産業災害の防止対策を図ること。
北海道総合通信局	①災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、 運用、管理を行うこと。 ②非常通信協議会の運営に関すること。

6 指定公共機関 (公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの)

機 関 名	事 務 又 は 業 務
… 省 略 …	… 省 略 …
削 除	削 除
… 省 略 …	… 省 略 …

業務内容の
修正

機関の追加

(株)NTT ドコ
モの組織変
更等により
帯広支店が
なくなった
ことにより
削除

第2章 災害予防計画

第8節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次に定めるところによる。

1 避難場所の確保及び標識の設置

(1) 市は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所の整備を図るとともに、避難場所、避難経路に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう整備するものとする。

ア 避難場所として63箇所（そのうち広域避難場所は、11箇所）を指定

イ 指定状況

内 訳	学校グラウンド	39箇所
	公 園	10箇所
	そ の 他	14箇所（施設緑地、野球場、競馬場、センター広場など）

ウ 避難場所の基準

(ア) 設置目的

災害等により火災が延焼拡大し危険が迫っている場合、あるいはこれに準じた事態（有害物の流出拡散など）が発生した場合、避難者が一時的に避難するための場所とする。

(イ) 選定基準

原則として各地域の小中学校グラウンド、大規模公園等で火災時の輻射熱を回避し、住民の安全を確保できるような場所を選定する。

(2) 市は、大規模火災から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする広域避難場所を整備するものとする。

また、整備に当たっては、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等の災害時要援護者の利用に十分配慮するものとする。

(3) 広域避難場所の選定要件

ア 火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド(校庭を含む。)、公共空地など空間を充分確保できること。

イ 崖崩れや浸水などの危険性がないこと。

ウ 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

エ 指定状況

内 訳	公 園	8箇所
	その他	3箇所（施設緑地、野球場、競馬場）

2 避難所の確保及び管理

市は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した者を收容するための避難所を予め選定、確保し、整備を図るものとする。

また、影響範囲の大きな災害については、市の避難所に收容しきれない場合があることから、隣接町村等との避難者の相互受入協定などにより、收容

第2章 災害予防計画

第8節 避難体制整備計画

地震から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次に定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

(1) 市は、地震による大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所、避難経路や避難所に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。

(2) 道及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。

(3) 道及び市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

(4) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

2 避難場所・避難所等の確保

市は、地震の発生や地震に伴う災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、避難場所・避難所等を指定するものとする。

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定するものとする。

ア 指定基準

(ア) 洪水災害

a 洪水発生時の気象状況に対応するため、室内に滞在できること。

b 安全区域(浸水想定区域外または浸水深が0.5m未満の浸水想定区域)に立地していること。

c 安全区域外に立地している場合は、河川氾濫に対して安全な構造であるとともに想定される洪水等の浸水想定水位以上の高さに避難者を受け入れる空間が確保できること。

① 構造物は鉄筋コンクリート(RC)または鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)構造であること。

② 浸水想定深による避難場所

・ 想定浸水深が0.5m以上2.0m未満の場合は、2階以上

・ 想定浸水深が2.0m以上5.0m未満の場合は、3階以上

国の防災基本計画を踏まえた修正

基本法改正に伴う避難場所・避難所の区別の明確化した上で、指定基準等の修正等

第2章
第8節
33頁
34頁

能力の確保に努めるものとする。

(1) 避難所等の選定要件等

ア 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。

イ 浸水等の被害のおそれがないこと。

ウ 給水、給食等の救助活動が可能であること。

エ 地割れ、崖崩れ等が予想されない地盤地質地域であること。

オ 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。

カ その他被災者が生活する上で市が適当と認める場所であること。

キ 避難所は、原則として各地域の小中学校体育館・普通教室及び一部地域でのコミュニティセンター等とすること。

ク 選定にあたっては、町内会、学校通学区域、距離、地理的条件等を考慮すること。

ケ 避難状況の掌握等のため、各避難所ごとに対象町内会を指定すること。

(2) 各避難所における対象町内会の指定の効果

ア 情報伝達その他各種連絡が効率的に行えること。

イ 市職員、消防団員、警察官等の指示で避難することを原則としていることから、整然とした行動が確保できること。

ウ 家族等の離散状況時における災害発生に対し、家族相互の最終合流場所となること。

エ 町内会単位での避難を原則とすることから、地域の避難状況の掌握、住民相互の協力が可能であること。

オ 避難所への誘導が円滑に行えること。

(3) 指定状況

<u>市内52箇所指定</u>			
<u>内 訳</u>	<u>学 校</u>	<u>39箇所</u>	
	<u>体 育 館</u>	<u>2箇所</u>	
	<u>コ ミ セ ン 等</u>	<u>3箇所</u>	
	<u>農 業 セ ン タ ー</u>	<u>8箇所</u>	

(イ) 土砂災害

a 土砂災害発生時の気象状況に対応するため、室内に滞在できること。

b 安全区域(土砂災害危険箇所区域外)に立地していること。

(ウ) 地震災害

a 地震災害発生時に避難者を一時的に滞在できる適切な規模を有する施設または場所であること。

b 建築物では、耐震構造が新耐震基準に適合または構造耐震指標(Is 値0.6以上)のものであること。

c 周辺に、生命または身体に危険を及ぼすおそれのある施設、工作物等(危険物製造所・貯蔵所等)がないこと。

(エ) 大規模な火災

a 大規模火災発生時に避難者を一時的に滞在できる適切な規模を有する場所であること。

b 火災時の輻射熱を回避し、避難者の安全を確保できる空間等を確保できること。

c 周辺に、生命または身体に危険を及ぼすおそれのある施設、工作物等(危険物製造所・貯蔵所等)がないこと。

(2) 指定避難所

市は、災害の危険があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設を指定避難所として指定するものとする。

ア 指定基準

(ア) 避難するための立ち退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

(イ) 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(ウ) 想定される被害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

(エ) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

(3) 広域避難場所

市は、主として大規模火災の災害から住民の安全を確保するための避難場所として広域避難場所を指定するものとする。

広域避難場所は、指定緊急避難場所として指定するものとする。

(4) 代替避難所

市は、指定避難所の収容人数が不足しているときや災害が局地的な場合などに開設する避難所として指定するものとする。

ア 被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(5) 福祉避難所

市は、障害者や高齢者など避難生活を送る上で一定の配慮が必要な者を受け入れる施設を福祉避難所として指定するものとする。

ア 指定にあたっては、市内の社会福祉事業者等と協定締結に基づき確保するほか、必要に応じて、代替避難所等を活用する。

基本法改正に伴う避難場所・避難所の区別の明確化した上で、指定基準等の修正等

(4) 避難所の管理

- ア 避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。
- ウ 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

3 避難場所、避難所の住民への周知

市は、住民に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 避難場所等の周知

- ア 避難場所の名称、所在地
- イ 避難対象世帯の地区割り
- ウ 避難場所への経路及び誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については観光入れ込み客対策を含む。）
- エ 避難時の携帯品等注意すべき事項

(2) 避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法など
- イ 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携行品など
- ウ 避難後の心得
集団生活、避難先の登録など

4 避難計画

市は、市民が災害時において安全かつ迅速に避難できるよう、予め避難計画を作成するものとする。この場合、特に、高齢者、障害者等の災害時に援護を必要とする者（以下、「災害時要援護者」という。）に配慮するものとする。また避難指示、避難勧告の外、災害時要援護者など特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報（以下、「避難準備情報」という。）等については、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるもの

イ 福祉避難所は、バリアフリー化など避難した災害時要援護者の生活に支障が少ないよう整備された施設とする。

(6) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の指定および解除

ア 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の管理者は、廃止、改築等により重要な変更を加えようとするときは、市長に届けなければならない。

イ 市は、当該指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所が廃止されたり、基準に合致しなくなると認めるときは、指定を取り消すものとする。

ウ 市は、指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示を行う。

(7) 避難場所・避難所等の管理

ア 避難場所・避難所等を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。

イ 避難場所・避難所等の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。

ウ 休日・夜間等における避難場所・避難所等の開設に支障がないようにしておくこと。

3 避難場所・避難所等の住民への周知

市は、住民に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 避難場所・避難所等の周知

- ア 名称、所在地
- イ 避難対象世帯の地区割り
- ウ 避難場所・避難所等への経路及び誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については観光入れ込み客対策を含む。）
- エ 避難時の携帯品等注意すべき事項

(2) 避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法など
- イ 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携行品など
- ウ 避難後の心得
集団生活、避難先の登録など

4 避難計画

避難場所及び避難所の明確化

重複した内容のため、削除

とする。
(1) 避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- ア 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- イ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 避難場所への誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については、入り込み客対策を含む。）
- エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (ア) 給水、給食措置
 - (イ) 毛布、寝具等の支給
 - (ウ) 衣料、日用必需品の支給
 - (エ) 暖房及び発電機用燃料確保
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
- カ 避難場所の管理に関する事項
 - (ア) 避難時の秩序保持
 - (イ) 避難者の避難状況の把握
 - (ウ) 避難者に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- キ 避難に関する広報
 - (ア) 防災無線による周知
 - (イ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - (ウ) 避難誘導者による現地広報
 - (エ) 町内会等を通じた広報

(2) 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 避難する場所
- イ 避難場所への経路
- ウ 移送の方法
- エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- オ 保健、衛生及び給食等の実施方法
- カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

(3) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、市の被災者支援、災害対策の基本であるが、発災直後においては、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者の状況や避難所への収容状況などの把握に支障が生じることが想定さ

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- ア 避難勧告等を発令する基準及び伝達方法
- イ 避難場所・避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 避難場所・避難所等への誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については、入り込み客対策を含む。）
- エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- オ 避難場所・避難所等の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (ア) 給水、給食措置
 - (イ) 毛布、寝具等の支給
 - (ウ) 衣料、日用必需品の支給
 - (エ) 暖房及び発電機用燃料確保
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
- カ 避難場所・避難所等の管理に関する事項
 - (ア) 避難時の秩序保持
 - (イ) 避難者の避難状況の把握
 - (ウ) 避難者に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- キ 避難に関する広報
 - (ア) 防災無線による周知
 - (イ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - (ウ) 避難誘導者による現地広報
 - (エ) 町内会等を通じた広報

5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、市の被災者支援、災害対策の基本であるが、発災直後においては避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者の状況や避難所への収容状況などの把握に支障が生じることが想定される。

このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、避難所における入所者の把握に努めるものとする。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

6 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 避難する場所(避難場所、避難所)

<p>第2章 第8節 36頁</p>	<p>れる。 このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、避難所における入所者の把握に努めるものとする。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</p> <p>5 施設の整備計画</p> <p>(1) 市民に対し平時から避難場所を周知するため、「避難場所誘導標示板」の設置数を概ね消火栓2本に1枚の割合を目処に整備するものとする。 また、避難場所における「避難場所標示板」は、設置場所の状況等を考慮し、基本的に避難場所敷地内の四方に設置し、避難所としての周知を図るものとする。</p> <p>(2) 避難場所においては、混乱防止のため情報提供、指示伝達を適切に行う必要があることから、これらに対応するための施設に同報系無線を整備し、災害に備えるものとする。</p>	<p>イ 経路 ウ 移送の方法 エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法 オ 保健、衛生及び給食等の実施方法 カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法</p> <p>7 施設の整備計画</p> <p>(1) 市民に対し平時から避難場所等を周知するため、「避難場所誘導標示板」の設置数を概ね消火栓2本に1枚の割合を目処に整備するものとする。 また、避難場所における「避難場所標示板」は、設置場所の状況等を考慮し、基本的に避難場所等敷地内の四方に設置し、周知を図るものとする。</p> <p>(2) 避難所においては、混乱防止のため情報提供、指示伝達を適切に行う必要があることから、これらに対応するための施設に同報系無線を早期に整備し、災害に備えるものとする。</p>	
<p>第2章 第9節 37頁</p>	<p>第9節 災害時要援護者対策計画</p> <p>災害発生時における災害時要援護者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。</p> <p>1 安全対策</p> <p><u>市民は、災害が発生した場合、災害情報を迅速かつ的確に把握し、自らの生命と財産の安全を確保するための適切な行動をとらなくてはならないが、的確な行動がとれない災害時要援護者が被害を受ける場合が多いと考えられる。</u> <u>このため市、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、災害時要援護者の安全を確保するため、住民、町内会、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制及び避難誘導體制等の防災体制の強化を図り、地域ぐるみで災害時要援護者の避難援助体制の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 市の対策</p> <p>市は、防災担当部と医療福祉担当部との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者の支援に努めるものとする。</u></p> <p>なお、市では災害に対する災害時要援護者への配慮について定めた「帯広市災害時要援護者避難支援計画(平成22年2月22日)」(以下「おびひろ避難支援プラン」という。))に基づく支援体制の確立を進める。</p> <p>ア 災害時要援護者対象者台帳(以下「要援護者台帳」という。))の作成 要援護者台帳作成にあたっては、次の項目について定めるものとする。 詳細については、「おびひろ避難支援プラン」に記載する。</p>	<p>第9節 災害時要援護者対策計画</p> <p>地震発生時における災害時要援護者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。</p> <p>1 安全対策</p> <p><u>地震発生時には、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市及び社会福祉施設等の管理者は、これら災害時要援護者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から災害時要援護者の実態把握、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 市の対策</p> <p>市は、防災担当部や福祉担当部をはじめとする関係部の連携の下、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握し、<u>避難支援計画や災害時要援護者名簿の作成・定期的に更新を行うものとする。</u> <u>また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。</u></p> <p>なお、市では災害に対する災害時要援護者への配慮について定めた「帯広市災害時要援護者避難支援計画(平成22年2月22日)」(以下「おびひろ避難支援プラン」という。))に基づく支援体制の確立を進める。</p> <p>ア 災害時要援護者対象者台帳(以下「要援護者台帳」という。))の作成 要援護者台帳作成にあたっては、次の項目について定めるものとする。</p>	<p>道地域防災計画に準拠して文言の整理</p>

(ア) 要援護者台帳に記載する者の範囲

(イ) 要援護者台帳作成に関する関係部署の役割分担

(ウ) 要援護者台帳作成に必要な個人情報及びその入手方法

(エ) 要援護者台帳の更新に関する事項

イ 平常時における要援護者台帳情報の提供

平常時における要援護者台帳情報の提供については、要援護者台帳に記載されているうち、災害時要援護者の同意を得ている者の要援護者台帳情報とし、「おびひろ避難支援プラン」による個別計画作成協議会の構成員とする。

ウ 要援護者台帳情報を提供する場合の配慮

要援護者台帳情報の漏えい防止のため、必要な措置を要援護者台帳情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずること。

(ア) 要援護者台帳に記載する者の範囲

- ① 「ひとり暮らし高齢者」に登録されている方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の方
- ③ 介護保険法に基づく要介護認定結果が要介護3、4又は5と判定された方
- ④ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑥ その他、避難支援が必要と認められる方

(イ) 要援護者台帳作成の記載事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(ウ) 要援護者台帳作成に必要な個人情報の入手方法

- ① 高齢者福祉課 「ひとり暮らし高齢者」登録情報
- ② 障害福祉課 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳所有者情報
- ③ 介護保険課 要介護認定者情報
- ④ 戸籍住民課 転居等情報
- ⑤ 北海道知事その他の者 要援護者台帳作成に必要があると認められる情報

(エ) 要援護者台帳等の更新に関する事項

市は、関係部署からの情報のほか、地域支援者からの情報を基に、要援護者台帳等の更新を行い、少なくとも年1回情報共有先に提供する。

イ 平常時における要援護者台帳情報の提供

平常時における要援護者台帳情報の提供については、要援護者台帳に記載されている者のうち、災害時要援護者の同意を得ている者の要援護者台帳情報とし、市関係部局以外は「おびひろ避難支援プラン」による個別計画作成協議会の構成員とする。

(ア) 消防機関(消防署、消防団)

(イ) 民生委員・児童委員

(ウ) 社会福祉協議会

(エ) 地域包括支援センター

(オ) 連合町内会、単位町内会

(カ) その他、災害時要援護者支援等に携わる団体等

ウ 要援護者台帳情報を提供する場合の配慮

要援護者台帳情報の漏えい防止のため、必要な措置を要援護者台帳情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるものとする。

基本法を踏まえ具体的な内容について追記

文言の整理

基本法を踏まえ具体的な内容について追記

<p>第2章 第9節 37頁</p>	<p>エ 災害時要援護者に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図ること。</p> <p>オ 災害時要援護者に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めること。</p> <p>また、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めること。</p> <p>カ 災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、災害時要援護者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図ること。</p> <p>キ 災害時要援護者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所(以下「福祉避難所」という。)を確保するため、災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結など災害時要援護者の避難支援体制の整備に取り組むこと。</p>	<p>エ 災害時要援護者に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。</p> <p>オ 災害時要援護者に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めるものとし、避難所や避難路の選定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮する。</p> <p>また、避難支援等関係者の安全確保についても配慮する。</p> <p>カ 災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、災害時要援護者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。</p> <p>キ 災害時要援護者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所(以下「福祉避難所」という。)を確保するため、災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結など災害時要援護者の避難支援体制の整備に取り組むものとする。</p>	<p>避難支援等関係者の安全確保について追記</p>
<p>38頁</p>	<p>2 援助活動</p> <p>市は、災害時要援護者の早期確認等に努めるとともに、災害時要援護者の状況に応じた適切な援助活動を行うものとする。</p>	<p>2 援助活動</p> <p>市は、災害時要援護者の早期確認等に努めるとともに、災害時要援護者の状況に応じた適切な援助活動を行うものとする。</p>	<p>基本法改正等を踏まえた具体的な内容に修正</p>
<p>(1) 災害時要援護者の早期確認</p>	<p>災害発生後、直ちにあらかじめ把握している災害時要援護者について安否の確認に努めるものとする。</p>	<p>(1) 災害時要援護者の避難支援</p> <p>平常時から災害時要援護者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求めるものとする。</p> <p>なお、避難支援を行うにあたっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。</p>	<p>基本法改正等を踏まえた具体的な内容に修正</p>
<p>(2) 避難所等への移送</p>	<p>災害時要援護者を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>ア 避難所若しくは福祉避難所への移動</p> <p>イ 病院への移送</p> <p>ウ 施設等への緊急入所</p>	<p>(2) 災害時要援護者の安否確認</p> <p>災害時要援護者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む災害時要援護者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。</p> <p>(3) 避難所等への移送</p> <p>災害時要援護者を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>ア 避難所若しくは福祉避難所への移動</p> <p>イ 病院への移送</p> <p>ウ 施設等への緊急入所</p>	<p>基本法改正等を踏まえた具体的な内容に修正</p>
<p>(3) 応急仮設住宅への優先的入居</p>	<p>応急仮設住宅への入居にあたり、災害時要援護者の優先的入居に努めるものとする。</p>	<p>(4) 応急仮設住宅への優先的入居</p> <p>応急仮設住宅への入居にあたり、災害時要援護者の優先的入居に努めるものとする。</p>	<p>基本法改正等を踏まえた具体的な内容に修正</p>
<p>(4) 在宅者への支援</p>	<p>在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行うものとする。</p>	<p>(5) 在宅者への支援</p> <p>災害時要援護者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行うものとする。</p>	<p>基本法改正等を踏まえた具体的な内容に修正</p>
<p>39頁</p> <p>(5) 応援依頼</p>	<p>災害時要援護者の把握状況に応じ、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請するものとする</p>	<p>(6) 応援要請</p> <p>災害時要援護者の把握状況に応じ、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請するものとする。</p>	<p>基本法改正等を踏まえた具体的な内容に修正</p>

第2章 第15節 51頁	第15節 積雪・寒冷対策計画 3 雪に強いまちづくりの推進 (1) 家屋倒壊の防止 市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。 (2) 積雪期における避難場所、避難路の確保 道、市及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。	第15節 積雪・寒冷対策計画 3 雪に強いまちづくりの推進 (1) 家屋倒壊の防止 市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。 (2) 積雪期における避難所、避難路の確保 道、市及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。	表現の適正化
--------------------	---	--	--------

第3章 第1節 64頁	第3章 地震応急対策計画 第1節 応急活動体制 別表2 部班の編成内容		第3章 地震応急対策計画 第1節 応急活動体制 別表2 部班の編成内容		部班の編成内容に合わせた班長の変更 機構改革により名称の変更及び訂正																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長</th> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班に属する課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市建設部</td> <td rowspan="2">都市建設部長</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td>家屋調査第2班</td> <td>建築指導課長</td> <td>宅地開発課 建築指導課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>公園緑地班</td> <td>みどりの課長</td> <td>みどりの課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校教育部</td> <td rowspan="3">学校教育部長</td> <td>総務班</td> <td>企画総務課長</td> <td>企画総務課</td> </tr> <tr> <td>学校教育班</td> <td>学校教育課長</td> <td>学校教育課 学校教育指導室 教育研究所 南商業高等学校</td> </tr> <tr> <td>調理場班</td> <td>学校給食共同調理場長</td> <td>学校給食共同調理場</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部</td> <td>生涯学習部長</td> <td>生涯学習班</td> <td>文化課長</td> <td>生涯学習課 文化課 スポーツ振興室 とちぎプラザ 図書館 動物園 百年記念館</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上下水道部</td> <td rowspan="4">上下水道部長</td> <td>総務班</td> <td>総務課長</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>給水班</td> <td>水道課長</td> <td>水道課 料金課</td> </tr> <tr> <td>施設修繕班</td> <td>水道課長 水道課場長</td> <td>水道課</td> </tr> <tr> <td>下水道施設班</td> <td>下水道課長 下水道課場長</td> <td>下水道課</td> </tr> </tbody> </table>	部名	部長	班名	班長	班に属する課	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	都市建設部	都市建設部長	…省略…	…省略…	…省略…	家屋調査第2班	建築指導課長	宅地開発課 建築指導課			公園緑地班	みどりの課長	みどりの課	学校教育部	学校教育部長	総務班	企画総務課長	企画総務課	学校教育班	学校教育課長	学校教育課 学校教育指導室 教育研究所 南商業高等学校	調理場班	学校給食共同調理場長	学校給食共同調理場	生涯学習部	生涯学習部長	生涯学習班	文化課長	生涯学習課 文化課 スポーツ振興室 とちぎプラザ 図書館 動物園 百年記念館	上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課	給水班	水道課長	水道課 料金課	施設修繕班	水道課長 水道課場長	水道課	下水道施設班	下水道課長 下水道課場長	下水道課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長</th> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班に属する課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市建設部</td> <td rowspan="2">都市建設部長</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td>家屋調査第2班</td> <td>建築指導課長</td> <td>建築指導課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>公園緑地班</td> <td>みどりの課長</td> <td>みどりの課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校教育部</td> <td rowspan="3">学校教育部長</td> <td>総務班</td> <td>企画総務課長</td> <td>企画総務課</td> </tr> <tr> <td>学校教育班</td> <td>学校教育課長</td> <td>学校教育課 学校教育指導室 教育研究所 南商業高等学校</td> </tr> <tr> <td>調理場班</td> <td>学校給食センター長</td> <td>学校給食センター</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部</td> <td>生涯学習部長</td> <td>生涯学習班</td> <td>生涯学習課長</td> <td>生涯学習課 文化課 スポーツ振興室 図書館 動物園 百年記念館</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上下水道部</td> <td rowspan="4">上下水道部長</td> <td>総務班</td> <td>総務課長</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>水道施設班(給水班)</td> <td>水道課長</td> <td>水道課 料金課</td> </tr> <tr> <td>水道施設班(施設修繕班)</td> <td>水道課長 水道課場長</td> <td>水道課</td> </tr> <tr> <td>下水道施設班</td> <td>下水道課長 下水道課場長</td> <td>下水道課</td> </tr> </tbody> </table>	部名	部長	班名	班長	班に属する課	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	都市建設部	都市建設部長	…省略…	…省略…	…省略…	家屋調査第2班	建築指導課長	建築指導課			公園緑地班	みどりの課長	みどりの課	学校教育部	学校教育部長	総務班	企画総務課長	企画総務課	学校教育班	学校教育課長	学校教育課 学校教育指導室 教育研究所 南商業高等学校	調理場班	学校給食センター長	学校給食センター	生涯学習部	生涯学習部長	生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課 文化課 スポーツ振興室 図書館 動物園 百年記念館	上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課	水道施設班(給水班)	水道課長	水道課 料金課	水道施設班(施設修繕班)	水道課長 水道課場長	水道課	下水道施設班	下水道課長 下水道課場長	下水道課
部名	部長	班名	班長	班に属する課																																																																																																								
…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…																																																																																																								
都市建設部	都市建設部長	…省略…	…省略…	…省略…																																																																																																								
		家屋調査第2班	建築指導課長	宅地開発課 建築指導課																																																																																																								
		公園緑地班	みどりの課長	みどりの課																																																																																																								
学校教育部	学校教育部長	総務班	企画総務課長	企画総務課																																																																																																								
		学校教育班	学校教育課長	学校教育課 学校教育指導室 教育研究所 南商業高等学校																																																																																																								
		調理場班	学校給食共同調理場長	学校給食共同調理場																																																																																																								
生涯学習部	生涯学習部長	生涯学習班	文化課長	生涯学習課 文化課 スポーツ振興室 とちぎプラザ 図書館 動物園 百年記念館																																																																																																								
上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課																																																																																																								
		給水班	水道課長	水道課 料金課																																																																																																								
		施設修繕班	水道課長 水道課場長	水道課																																																																																																								
		下水道施設班	下水道課長 下水道課場長	下水道課																																																																																																								
部名	部長	班名	班長	班に属する課																																																																																																								
…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…																																																																																																								
都市建設部	都市建設部長	…省略…	…省略…	…省略…																																																																																																								
		家屋調査第2班	建築指導課長	建築指導課																																																																																																								
		公園緑地班	みどりの課長	みどりの課																																																																																																								
学校教育部	学校教育部長	総務班	企画総務課長	企画総務課																																																																																																								
		学校教育班	学校教育課長	学校教育課 学校教育指導室 教育研究所 南商業高等学校																																																																																																								
		調理場班	学校給食センター長	学校給食センター																																																																																																								
生涯学習部	生涯学習部長	生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課 文化課 スポーツ振興室 図書館 動物園 百年記念館																																																																																																								
上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課																																																																																																								
		水道施設班(給水班)	水道課長	水道課 料金課																																																																																																								
		水道施設班(施設修繕班)	水道課長 水道課場長	水道課																																																																																																								
		下水道施設班	下水道課長 下水道課場長	下水道課																																																																																																								

第3章
第1節
64頁

部 名	部 長	班 名	班 長	班に属する課
消防本部	消防長	総務班	総務課長	総務課
		消防班	消防課長	消防課
		通信班	通信課長	通信課
… 省 略 …	… 省 略 …	… 省 略 …	… 省 略 …	… 省 略 …

部 名	部 長	班 名	班 長	班に属する課
消防本部	消防長	総務班	総務課長	総務課
		消防班	消防課長	消防課
		予防班	予防課長	予防課
		通信班	通信課長	通信課
… 省 略 …	… 省 略 …	… 省 略 …	… 省 略 …	… 省 略 …

<p>第3章 第2節 74頁</p>	<p>第2節 災害情報等の収集・伝達計画</p> <p>3 通報手段の確保</p> <p>(1) 基本的には、有線電話等の通信連絡手段を優先的に考えるものである。 しかし、災害時に想定される有線の通信輻そう、ケーブル破損等による有線電話の通信途絶時の通信手段として、地域防災無線、防災行政無線、各機関の無線施設、機関相互の通信協力、人的伝達など他の通信手段の利用を確保するものとする。</p> <p>(2) 専用通信設備 本市が所有する有線回線、地域防災無線、防災行政無線、消防用無線、水道事業用無線、空港用無線施設等の通信設備は次のとおりである。</p>	<p>第2節 災害情報等の収集・伝達計画</p> <p>3 通報手段の確保</p> <p>(1) 基本的には、有線電話等の通信連絡手段を優先的に考えるものである。 しかし、災害時に想定される有線の通信輻そう、ケーブル破損等による有線電話の通信途絶時の通信手段として、地域防災無線、防災行政無線、各機関の無線施設、機関相互の通信協力、人的伝達など他の通信手段の利用を確保するものとする。 <u>また、通信途絶等により通信機器を確保する必要があるときは、北海道総合通信局に移動通信機器の貸出等の要請を行うなど通信手段を確保するものとする。</u></p> <p>(2) 専用通信設備 本市が所有する有線回線、地域防災無線、防災行政無線、消防用無線、水道事業用無線、空港用無線施設等の通信設備は次のとおりである。</p>	<p>移動通信機器の貸出を追加</p>									
<p>第3章 第3節 88頁</p>	<p>第3節 災害広報計画</p>	<p>第3節 災害広報・情報提供計画</p> <p>4 安否情報の提供</p> <p>(1) <u>安否情報の照会手続</u></p> <p>ア <u>安否情報の照会は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。</u></p> <p>イ <u>市は安否情報の照会を受けたときは、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。</u></p> <p>ウ <u>市は安否情報の照会を受けたときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1543 1533 2582 1953"> <thead> <tr> <th></th> <th>照会者と照会に係る被災者との間柄</th> <th>照会に係る被災者の安否情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）</td> <td>・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>・被災者の親族（アに掲げる者を除く。）</td> <td>・被災者の負傷又は疾病の状況</td> </tr> </tbody> </table>		照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報	ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。）	・被災者の負傷又は疾病の状況	<p>安否情報の提供を追記（基本法第86条の15）</p>
	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報										
ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報										
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。）	・被災者の負傷又は疾病の状況										
<p>第3章</p>												

<p>第3節 88頁</p>		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>・被災者の職場の関係者その他の関係者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者</td> <td>・被災者について保有している安否情報の有無</td> </tr> </table> <p>エ 市は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。</p> <p>(2) 安否情報を回答するに当たっての対応</p> <p>市は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。</p> <p>ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。</p> <p>イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。</p> <p>ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。</p> <p>エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。</p>		・被災者の職場の関係者その他の関係者		ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無	<p>安否情報の提供を追記（基本法第86条の15）</p>
	・被災者の職場の関係者その他の関係者								
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無							
<p>第3章 第4節 89頁</p>	<p>第4節 避難対策計画</p> <p>地震の発生により多数の住民が全壊、半壊等により住居を失い、あるいは火災等が発生、拡大し、危険が切迫している状況にある住民を適切かつ円滑に避難させるための計画は、次に定めるところによる。</p> <p>1 避難の勧告又は指示することができる者</p> <p>災害の危険がある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のため立退きを勧告し、又は指示するとともに、必要があると認めるときは、立退き先を指示することができる。</p> <p>(災害対策基本法第60条：市町村長の避難の指示等)</p> <p>(1) 市長（市民環境部：避難誘導班第1班、避難誘導班第2班、避難誘導班第3班 保健福祉部：第1救護班、第2救護班）</p>	<p>第4節 避難対策計画</p> <p>地震の発生により多数の住民が全壊、半壊等により住居を失い、あるいは火災等が発生、拡大し、危険が切迫している状況にある住民を適切かつ円滑に避難させるための計画は、次に定めるところによる。</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>地震、火災、山(崖)崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化するものとし、避難勧告及び避難指示のほか、災害時要援護者の避難に資する避難準備情報を必要に応じて伝達する。</p> <p>(1) 市長（災害対策基本法第60条）</p> <p>ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに</p>	<p>基本法改正、道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>道地域防災計画に整合、具体的な内容を追加・修正</p>						

- (2) 市長から委任を受けた消防吏員
委任を受けた消防吏員が行う場合には、指定避難場所等に立退かせることを原則とすることから、市民環境部等と緊密な連絡をとらなければならない。
- (3) 警察官
市長が指示するいとまがないとき又は市長から要求があったときは、避難のため立退きを指示する。この場合、直ちに市長に通知する。
(災害対策基本法第61条：警察官等の避難の指示)
また、天災等の危険な事態がある場合で、特に急を要するときは、危害を受けるおそれのある者を避難させる等の措置をとることができる。
(警察官職務執行法第4条：避難等の措置)
- (4) 知事（その命を受けた道職員等）
災害の発生により市長が避難勧告等の事務を行うことができなくなった時において代行するものとする。
(災害対策基本法第60条第5項)
市長が行う避難立退きの指示について必要な指示を行うことができる。
(災害対策基本法第72条、地すべり等防止法第25条)
- (5) 自衛官（災害派遣を命ぜられた自衛官）
 (3)の後段の場合であって、警察官がその場にはいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させる。
(自衛隊法第94条)

- 必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。
- (ア) 避難のための立退きの勧告又は指示
(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
(ウ) 屋内での待避等の安全確保措置の指示
- イ 市長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。
- ウ 市長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）
- (2) 市長から委任を受けた消防吏員
委任を受けた消防吏員が行う場合には、指定避難場所等に立退かせることを原則とすることから、市民環境部等と緊密な連絡をとらなければならない。
- (3) 警察官（災害対策基本法第61条：警察官職務執行法第4条）
ア 警察官は、(1)のイにより市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なであると認めるときには、その立退き先について指示することができる。
その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。
イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。
- (4) 知事（その命を受けた道職員等）
(基本法第60条・第72条、地すべり等防止法第25条)
ア 知事（総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。
また、知事（十勝総合振興局長）は、地滑り以外の災害の場合においても、市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。災害救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については市長に委任する。
イ 知事は、災害発生により市長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は当該市長に代わって行なう。
- (5) 自衛官（災害派遣を命ぜられた自衛官）（自衛隊法第94条）
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。
この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。
ア 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)

道地域防災
計画に整合、
具体的な内
容を追加・修
正

(6) 消防吏員、消防団員

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りと禁止もしくは制限することができる。

(消防法第28条：消防警戒区域の設定、退去命令及び出入り禁止制限)

2 避難準備情報、避難の勧告又は指示の周知

避難実施責任者は、避難準備情報、避難の勧告又は指示にあたっては、災害の状況に応じ、消防機関等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、インターネット等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 避難準備情報、避難の勧告又は指示の理由及び内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

イ 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)

ウ 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)

オ 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

(6) 消防吏員、消防団員

(消防法第28条：消防警戒区域の設定、退去命令及び出入り禁止制限)

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りと禁止もしくは制限することができる。

2 避難措置における連絡及び協力等

(1) 市、道(十勝総合振興局)、北海道警察本部(警察署等)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

(2) 市は、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

また、市は、避難勧告や指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

(3) 北海道警察は、市長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

3 避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知

市は、避難準備情報の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるなど、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、放送設備、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、インターネットなど複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、災害時要援護者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が災害時要援護者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- (1) 避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は避難準備情報の理由及び内容
- (2) 避難所等及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等

道地域防災計画に整合、具体的な内容を追加・修正

基本法改正に伴う追記

住民の迅速且つ円滑な避難の充実災害時要援護者支援の配慮について記載

<p>第3章 第4節 90頁</p>	<p>3 避難方法</p> <p>4 避難路及び避難場所等の安全確保</p> <p>5 避難所の開設 市は、発災時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。 また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。 さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>6 避難所の運営管理 (1) 避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けたものの指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。 (2) 運営管理者は、保健福祉部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等にあたりるとともに、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。 (3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 (4) 市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。 (5) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要</p>	<p>(4) 携行品等その他の注意事項</p> <p>4 避難方法</p> <p>5 避難路及び避難場所等の安全確保</p> <p>6 被災者の生活環境の整備 <u>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u> <u>また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>7 避難所の開設 (1) 市は、発災時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。 また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。 さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。 (2) 市は、<u>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>8 避難所の運営管理等 (1) 避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けたものの指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。 (2) 運営管理者は、保健福祉部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等にあたりるとともに、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。 (3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 (4) 市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期に把握するとともに、<u>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。</u> (5) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じ</p>	<p>項ずれ</p> <p>避難所における生活環境の整備について追記</p> <p>被害状況に合わせた避難所の適否の検討を追記</p> <p>文言の整理</p>
<p>91頁</p>			

<p>第3章 第4節 91頁</p>	<p>に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(6) 市は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(7) 道及び市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(8) 道及び市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p>	<p>て、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(6) 市は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(7) 市は、<u>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</u></p> <p>(8) 道及び市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(9) 道及び市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p>	<p>避難所に滞在することができない被災者に対する具体的な対策を追記</p>
<p>92頁</p>	<p><u>7 帳簿類の整備</u></p>	<p><u>9 帳簿類の整備</u></p>	<p>項ずれ</p>
<p>93頁</p>	<p><u>8 道（十勝総合振興局）に対する報告</u></p> <p><u>9 機関への連絡</u></p> <p><u>10 広域一時滞在</u></p> <p>(1) 道内の市町村への一時的な滞在</p> <p>ア 市長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて、協議を行うものとする。 なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。</p> <p>イ 市長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ知事に報告する。 ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。</p> <p>ウ 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに</p>	<p><u>10 道（十勝総合振興局）に対する報告</u></p> <p><u>11 機関への連絡</u></p> <p><u>12 広域一時滞在</u></p> <p>(1) 道内の市町村への一時的な滞在</p> <p>ア 市長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて、協議を行うものとする。 なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。</p> <p>イ 市長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ<u>十勝総合振興局長を通じて</u>知事に報告する。 ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。</p> <p>ウ 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事</p>	<p>手続きの明確化</p>

<p>第3章 第4節 93頁</p>	<p>知事に報告する。 エ 市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。 オ 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。 また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぎを行うものとする。 なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。</p>	<p>に報告する。 エ 市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関等に通知し、内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。 オ 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。 また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぎを行うものとする。 なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。</p>	<p>避難所の管理者の位置づけを明確化</p>
<p>94頁</p>	<p>(2) 道内の市町村の一時的な滞在 ア 市長は、協議先道内市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、<u>公共施設等</u>を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、<u>直ちに被災住民への支援に係る機関等</u>に通知する。 なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。 イ 市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に係る<u>機関等</u>に通知する。</p> <p>(3) 広域一時滞在避難者への対応 市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。</p>	<p>(2) 道内の市町村の一時的な滞在 ア 市長は、協議先道内市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、<u>避難所等</u>を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、<u>直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関等</u>に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。 なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。 イ 市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を<u>避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関等</u>に通知する。</p> <p>(3) 広域一時滞在避難者への対応 市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。</p>	<p>文言の整理</p> <p>避難所の管理者の位置づけを明確化</p>
		<p>(4) <u>内閣総理大臣による協議等の代行</u> <u>内閣総理大臣は、災害の発生により市及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、市長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。</u></p>	<p>基本法改正に伴う追記</p>

第8節 交通応急対策計画

1 交通応急対策の実施

(1) 北海道公安委員会(北海道警察)

… 省略 …

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

… 省略 …

(3) 帯広開発建設部

一般国道(指定区間内)の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要があると認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図るものとする。

(4) 北海道(帯広建設管理部)

道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

また、交通の危険を防止するため、必要があると認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努めるものとする。

… 省略 …

(7) 社団法人北海道警備業協会

社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、知事と締結した「災害時における交通誘導業務等」

第8節 交通応急対策計画

1 交通応急対策の実施

(1) 北海道公安委員会(北海道警察)

… 省略 …

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

エ 通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行を確保するための区間(以下「指定道路区間」という。)の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

… 省略 …

(3) 北海道開発局

ア 一般国道(指定区間内)の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要があると認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図るものとする。

イ 北海道開発局長は、道路管理者である北海道及び市に対し、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとること指示することができる。

(4) 北海道

ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

また、交通の危険を防止するため、必要があると認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努めるものとする。

イ 北海道知事は、道路管理者である市に対し、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとること指示することができる。

… 省略 …

(7) 社団法人北海道警備業協会

社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、知事と締結した「災害時における交通誘導業務等」

基本法改正に伴う追記

名称の修正

基本法改正に伴う追記

基本法改正に伴う追記

<p>第3章 第8節 106頁</p>	<p>等に関する協定」等により関係機関の支援を行うものとする。</p>	<p>関する協定」等により関係機関の支援を行うものとする。 <u>(8) 道路管理者</u> <u>災害が発生した場合において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることができる。</u> <u>ア 当該指定した道路の区間(指定道路区間)内に在るものに対し、当該指定道路区間を周知する。</u> <u>イ 当該措置がやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。</u> <u>(ア) 移動等を命ぜられた車両その他の物件の所有者等が、当該措置をとらない場合。</u> <u>(イ) 移動等を命ぜられた車両その他の物件の所有者等が現場にいないため、措置を命じることができない場合。</u> <u>(ウ) 道路の状況その他の事情により、車両その他の物件の所有者等に移動等の措置をとらせることができないと認めて所有者等に命令をしないこととした場合。</u> <u>ロ 当該措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又はその他の障害物を処分することができる。</u></p>	<p>基本法改正に伴う追記</p>
<p>第3章 第24節 158頁</p>	<p>第24節 住宅対策計画</p> <p><u>3 施工及び資材の調達</u></p> <p><u>4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録</u></p> <p><u>5 公営住宅等の斡旋</u></p> <p><u>6 住宅の応急復旧活動</u></p>	<p>第24節 住宅対策計画</p> <p><u>3 平常時の規制の適用除外措置</u> <u>道及び市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。</u></p> <p><u>4 施工及び資材の調達</u></p> <p><u>5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録</u></p> <p><u>6 公営住宅等の斡旋</u></p> <p><u>7 住宅の応急復旧活動</u></p>	<p>基本法の改正に伴う追記</p> <p>項ずれ</p>

第27節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索、死体に関する処理及び死体の応急的な埋葬の実施に関する計画については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

市長（保健福祉部第2救護班）が行うほか、警察官が実施する。
救助法が適用された場合は、市長が知事の委任を受けて行うものとし、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2 実施方法

…省略…

(2) 死体の収容処理

ア 対象者

災害により死亡し、又は死体で発見されたものをいう。

イ 死体の処理

死体を発見したときは、速やかに警察官に届け出、警察官の検視及び医師の検案を受けた後、次により処理するものとする。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理を講じ、一時的な保管をするとともに、死体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

ウ 死体の収容

身元識別に時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、死体を市内の寺院、公共建物又は公園等の適当な場所へ収容安置するものとし、適当な既存建物がない場合は、テント等を設置して死体の収容所とする。

(3) 死体の埋葬

ア 対象者

災害の混乱の際に死亡した者で、災害のために埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない場合

イ 埋葬の方法

(ア) 市長は、死体を土葬又は火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって行うものとする。

(イ) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりるとともに、埋葬にあたっては土葬又は火葬とするものとする。

(ウ) 市長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索、遺体に関する処理及び遺体の応急的な埋葬の実施に関する計画については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

市長（保健福祉部第2救護班）が行うほか、警察官が実施する。
救助法が適用された場合は、市長が知事の委任を受けて行うものとし、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2 実施方法

…省略…

(2) 遺体の収容処理

ア 対象者

災害により死亡し、又は遺体で発見されたものをいう。

イ 遺体の処理

遺体を発見したときは、速やかに警察官に届け出、警察官の検視及び医師の検案を受けた後、次により処理するものとする。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を講じ、一時的な保管をするとともに、遺体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

ウ 遺体の収容

身元識別に時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、遺体を市内の寺院、公共建物又は公園等の適当な場所へ収容安置するものとし、適当な既存建物がない場合は、テント等を設置して遺体の収容所とする。

(3) 遺体の埋葬

ア 対象者

災害の混乱の際に死亡した者で、災害のために埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない場合

イ 埋葬の方法

(ア) 市長は、遺体を土葬又は火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって行うものとする。

(イ) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりるとともに、埋葬にあたっては土葬又は火葬とするものとする。

(ウ) 市長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

…省略…

5 死体の搜索等の記録

死体搜索、死体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 死体搜索状況（様式1）
- (2) 死体処理台帳（様式2）
- (3) 埋葬台帳（様式3）

様式1

死体搜索状況

帯広市

年月日	搜索地区	搜索死体	搜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者 管理者名		

(注) 搜索用機械器具は、借上費の有償無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。

様式2

死体処理台帳

帯広市

処理 年月日	死体発見 日時及び 場所	死体者 氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の 一時保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏名	死亡者 との関 係	品名	数量	金額				
計		人									

(4) 平常時の規制の適用除外措置

市及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

…省略…

5 遺体の搜索等の記録

遺体搜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 遺体搜索状況（様式1）
- (2) 遺体処理台帳（様式2）
- (3) 埋葬台帳（様式3）

様式1

遺体搜索状況

帯広市

年月日	搜索地区	搜索遺体	搜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者 管理者名		

(注) 搜索用機械器具は、借上費の有償無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。

様式2

遺体処理台帳

帯広市

処理 年月日	遺体発見 日時及び 場所	遺体者 氏名	遺族		洗浄等の処理			遺体の 一時保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏名	死亡者 との関 係	品名	数量	金額				
計		人									

「遺体」に名称を変更

<p>第3章 第28節 169頁</p>	<p>第28節 広域応援計画</p> <p>地震災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、この計画の定めるところによる。</p> <p>1 実施機関 市及び消防機関</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 他の市町村長に対する応援要請</p> <p>ア 市は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合と認めるときは、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、他の市町村の応援を要請するものとする。</p> <p>なお、この協定は、北海道及び道内179市町村が災害対策基本法（以下「基本法」という。）第67条第1項及び第68条第1項に基づく道及び市町村相互の応援を円滑に実施するために締結した協定である。</p> <p>イ 応援の種類 要請により受けられる応援の種類については下記のとおりとする。</p> <p>(ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋</p> <p>(イ) 被害者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋</p> <p>(ウ) 災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋</p> <p>(エ) 災害応急活動に必要な職員の派遣</p> <p>(オ) 被害者の一時収容のための施設の提供及び斡旋</p> <p>(カ) その他、特に要請のあった事項</p> <p>ウ 「道東六市防災協定」に基づく要請</p> <p>この協定は、道東地域で大規模災害が発生した場合において、都市間の連携・応援体制により、災害応急対策が円滑に実施できるように、平成8年5月に締結した協定である。</p> <p>(2) 知事に対する応援要請等</p> <p>ア 市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請するものとする。</p> <p>イ 市長は、知事が内閣総理大臣より他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努めるものとする。</p>	<p>第28節 広域応援・受援計画</p> <p>地震災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>1 実施機関 市及び消防機関</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 市町村間の応援・受援の実施</p> <p>ア <u>道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき応援・受援の実施を図る。</u></p> <p>イ 市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（総合振興局長）に対し、応援を求めるものとする。</p> <p>ウ <u>市長は、道内の被災市町村長及び知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合において、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないものとする。</u></p> <p>エ 応援・受援の種類については下記のとおりとする。</p> <p>(ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋</p> <p>(イ) 被害者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋</p> <p>(ウ) 災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋</p> <p>(エ) 災害応急活動に必要な職員の派遣</p> <p>(オ) 被害者の一時収容のための施設の提供及び斡旋</p> <p>(カ) その他、特に要請のあった事項</p> <p>オ 「道東六市防災協定」に基づく<u>応援・受援の実施</u></p> <p>この協定は、道東地域で大規模災害が発生した場合において、都市間の連携・応援体制により、災害応急対策が円滑に実施できるように、平成8年5月に締結した協定である。</p> <p>(2) 知事に対する応援要請等</p> <p>ア 市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請するものとする。</p> <p>イ 市長は、知事が、<u>災害発生都府県知事又は、内閣総理大臣から他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について</u>応援協力に努めるものとする。</p>	<p>市町村間の 応援及び受 援について 明確化</p> <p>文言の整理</p> <p>基本法第67 条の応諾義 務を追記</p> <p>災害都府県 知事の追記</p>
------------------------------	---	---	---

171頁

第31節 災害救助法の適用計画

4 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知し、委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
…省略…		
埋葬	10日以内	市町村
死体の搜索	10日以内	市町村
死体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

第31節 災害救助法の適用計画

4 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知し、委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
…省略…		
埋葬	10日以内	市町村
遺体の搜索	10日以内	市町村
遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

「死体」を「遺体」に名称の変更

第34節 罹災証明書の発行

罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策やその他の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、災害対策に関する事務の一環として行うもので、罹災証明書の発行は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

罹災証明は、市長(総務部家屋調査第1班)が行うものとする。ただし、火災による罹災証明は、帯広市消防長が行う。

2 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受

第34節 被災者援護支援

災害が発生した場合において、各種被災者支援策に必要となる罹災者証明書の交付や被災者に対する救護支援のための被災者台帳の作成等については、次に定めることによる。

1 罹災者証明の発行

罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策やその他の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、罹災証明書の交付を行う。

(1) 実施責任者

罹災証明は、市長(総務部家屋調査第1班)が行うものとする。ただし、火災による罹災証明は、帯広市消防長が行う。

(2) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受

節の表題変更

道地域防災計画に整合

けた家屋について、証明を行うものとする。

3 罹災証明書の発行
災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者等からの申請によるものとする。

4 被害家屋の判定基準
被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」に基づき行なうものとする。
判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」にしたがって被害家屋調査を行う。

5 罹災台帳の作成
被害状況を調査のうえ、罹災台帳を整備し、罹災者に関する必要な事項を登録するものとする。

6 広報
罹災証明の受付・発行窓口の開設、被害家屋調査の実施を行う場合、速やかにその内容を広報するものとする。

けた家屋について、証明を行うものとする。

(3) 罹災証明書の交付
災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者等からの申請によるものとする。

(4) 被害家屋の判定基準
被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」に基づき行なうものとする。
判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」にしたがって被害家屋調査を行う。

(削除)

(5) 広報
罹災証明の受付・交付窓口の開設、被害家屋調査の実施を行う場合、速やかにその内容を広報するものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 市長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

① 氏名	⑪ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
② 生年月日	
③ 性別	
④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
⑥ 援護の実施の状況	
⑦ 災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由	
⑧ 電話番号その他の連絡先	
⑨ 世帯の構成	⑭ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
⑩ 罹災証明書の交付の状況	

ウ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

被災者台帳
に統合

基本法の改正に伴う追記

エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

(ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲

(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

(オ) その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

ウ 市長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を含めないものとする。

基本法の改正に伴う追記